

第1章 基本計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景

岐阜羽島衛生施設組合（以下「本組合」という。）は、ごみ及びし尿の共同処理を目的とした岐阜市、羽島市（し尿を除く）、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町（以下「構成市町」という。）から構成される一部事務組合である。

昭和40年2月に岐阜市境川地内にごみ処理施設を建設し、平成7年3月には、施設を更新し共同処理をしてきたが、地域住民との覚書により、平成28年4月から稼働を停止している。本組合における平成27年度の構成市町ごみ処理量は、岐阜市7,549t、羽島市14,727t、羽島郡岐南町7,934t、羽島郡笠松町7,041tであるが、稼働停止以降、岐阜市は所有するごみ処理施設において処理を行い、他の構成市町は県外の民間施設に処理を委託している。

本組合は、構成市町の安定的、継続的なごみ処理体制を再構築するために、新たな用地にて次期ごみ処理施設の整備を行う必要があり、次期ごみ処理施設の建設用地を選定するため、一般廃棄物処理施設用地選定委員会（以下「用地選定委員会」という。）を設置し、その検討結果を踏まえ、平成28年6月に新たな建設用地を、羽島市平方第二土地区画整理事業の保留地（以下「平方地区」という。）に決定した。

その後、本組合において平成30年3月に次期ごみ処理施設整備基本計画を策定した。

表1-1 ごみ焼却場施設の経緯

年月	概要
昭和40年2月	岐阜市境川地内でごみ処理施設を建設し共同処理を開始
平成7年3月	岐阜市境川地内でごみ処理施設を更新（地域住民と覚書を締結「平成22年度末には完全に焼却機能を停止する」）
平成18年12月	次期ごみ処理施設を羽島市下中町城屋敷・加賀野井地区に建設することが決定
平成23年3月	ごみ処理施設（岐阜市境川）の5年間稼働延長に関する覚書を地域住民と締結
平成23年10月	羽島市下中町城屋敷・加賀野井地区に次期ごみ処理施設の都市計画決定
平成26年10月	羽島市が新たな候補地を探し始めることを本組合に報告
平成28年3月	羽島市が、羽島市平方第二土地区画整理組合より福寿町平方地内で施行される羽島市平方第二土地区画整理事業の保留地へごみ処理施設を誘致する旨の要望書を受領
平成28年3月	羽島市が本組合に上記の要望書を添えて、平方地区を、新たな候補地として選定した旨を報告
平成28年3月	ごみ処理施設（岐阜市境川）の稼働停止
平成28年4月	用地選定委員会を設置
平成28年6月	新たな建設用地を平方地区に決定
平成30年3月	次期ごみ処理施設整備基本計画を策定

2. 計画策定の目的

次期ごみ処理施設整備基本計画（改定版）は、平成30年3月に策定した「次期ごみ処理施設整備基本計画」から平成29、30年度の実績が追加され、それらの実績を踏まえて施設規模や計画ごみ質等の見直しを行うものである。

また、本計画は「岐阜羽島地域 循環型社会形成推進地域計画」で定める施策の方向性を踏まえ、建設用地周辺の状況や立地条件等を考慮し、構成市町が求める循環型社会の基盤となる次期ごみ処理施設建設に必要な施設規模、ごみ処理方式、公害防止計画等の基本的事項を整理することを目的に策定する。

なお、本計画は、関係法令等の改正、ごみ処理量の変更、社会情勢の変化、技術革新等が行われた場合に必要の見直しを実施する。

第2節 施設整備の基本方針

施設整備にあたっての基本方針は、次のとおりとする。

1. 施設整備の基本方針

（1）安全で安心できる施設

爆発や火災などの事故が発生しないよう万全の対策を講じるとともに、不測の事故、天災に際しても二次災害を引き起こさないよう安全な施設。そして、地域や作業環境において安全性が確保された施設とする。

（2）周辺環境に調和した施設

公害防止対策は、技術的・経済的に対応可能な最高水準のものとし、法に定める基準よりも厳しい自主基準により管理できる施設とする。

（3）資源及びエネルギー回収に優れた施設

環境保全や資源の有効利用が求められている社会的背景から、廃棄物を有効利用し、効率的なエネルギー回収、資源の循環型処理ができる施設とする。

（4）経済性に優れた施設

建設費、維持管理費、処分費などトータルコストの軽減を意識した施設とする。

（5）災害時に対応できる施設

災害の影響を受けることなく、安定的なごみ処理を継続できる施設。また、災害時に地域にエネルギーを供給できる施設とする。

第3節 新たな建設用地の選定

1. はじめに

本組合は、羽島市が、次期ごみ処理施設の新たな候補地を探す中、平成28年3月末に、羽島市より、羽島市福寿町平方地内で施行される「羽島市平方第二土地区画整理組合事業地内の大規模街区に集約される保留地の一部」を新たな候補地として報告を受けた。

これにより本組合は、用地選定委員会を設置し、現計画地である城屋敷・加賀野井地区と新たな候補地である平方地区を比較し、次期ごみ処理施設建設用地の選定を諮問した。

2. 選定手順

平方地区の建設用地としての妥当性を検証し、城屋敷・加賀野井地区と比較し、次期ごみ処理施設の建設用地としての優位性を判断し、選定した。

選定手順は図1-1のとおりである。

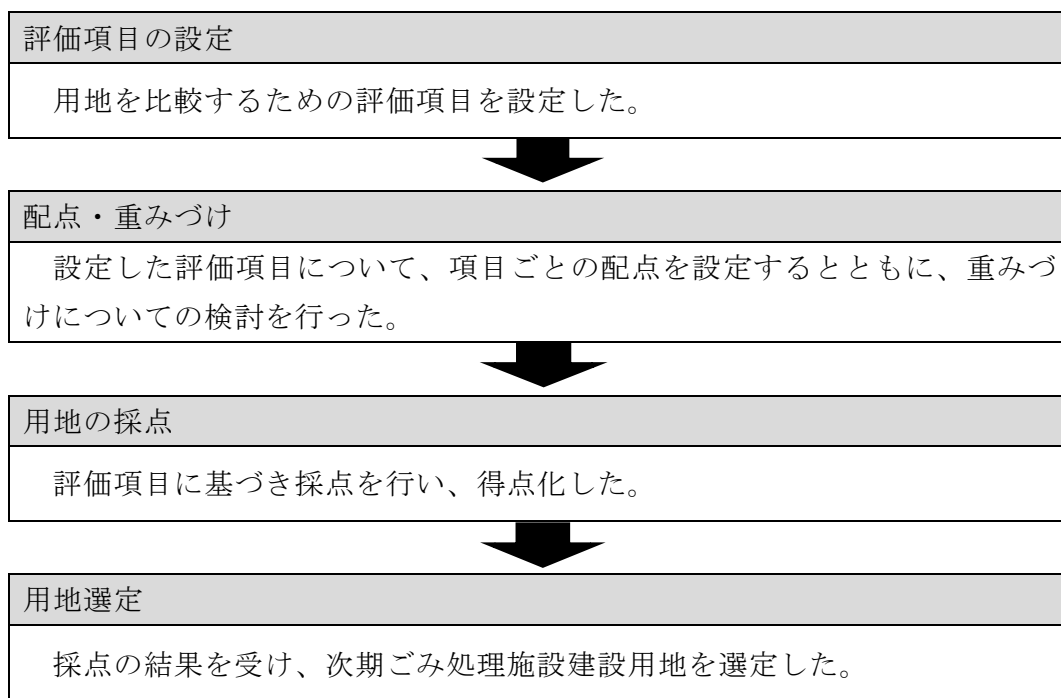


図1-1 用地選定委員会の選定手順

3. 選定結果

平方地区と城屋敷・加賀野井地区を建設用地としての適合性と用地状況、土地利用、安定稼働、生活環境、経済性、地元の理解度の観点から総合的に評価した結果、平方地区が、城屋敷・加賀野井地区と比較して優位であると判断し、次期ごみ処理施設建設用地として選定した。

評価した結果は表1-2のとおりである。

表1-2 評価結果（その1）

適合評価結果				
大項目	中項目	評価項目	平方地区	城屋敷・ 加賀野井地区
			評価	評価
適合評価	用地状況	土地の形状	○	○
		有効敷地	○	○
	生活環境	用途地域	○	○
	安全稼働	活断層	○	○
	自然環境	水源地	○	○
	結果			適合

表1-2 評価結果（その2）

比較評価結果				
大項目	中項目	評価項目	平方地区	城屋敷・ 加賀野井地区
			評価点	評価点
比較 評価	用地状況	土壌状況や地下構造物の有無	41.7	8.3
		移転が必要な物件数	41.7	8.3
	土地利用	農業振興地域	27.8	5.6
		地質	5.6	5.6
		各種公害防止基準	5.6	5.6
	安定稼働	震度予測	8.3	8.3
		浸水想定区域	8.3	8.3
	生活環境	用途地域	12.5	20.8
		周辺地域との整合	12.5	12.5
		近隣住宅との位置関係	12.5	4.2
		周辺交通への影響	4.2	20.8
	経済性	造成費の多寡	20.8	20.8
		道路整備費の多寡	4.2	20.8
		インフラ整備費の多寡	20.8	12.5
		収集運搬費の多寡	4.2	4.2
	地元の 理解度	地元区理解	41.7	8.3
		地権者理解	41.7	8.3
合計			314.1	183.2

4. 新たな建設用地の決定

用地選定委員会からの答申を踏まえ総合的に評価をし、新たな建設用地を決定した。

新たな建設用地：羽島市平方第二土地区画整理事業の保留地

第4節 建設用地の状況

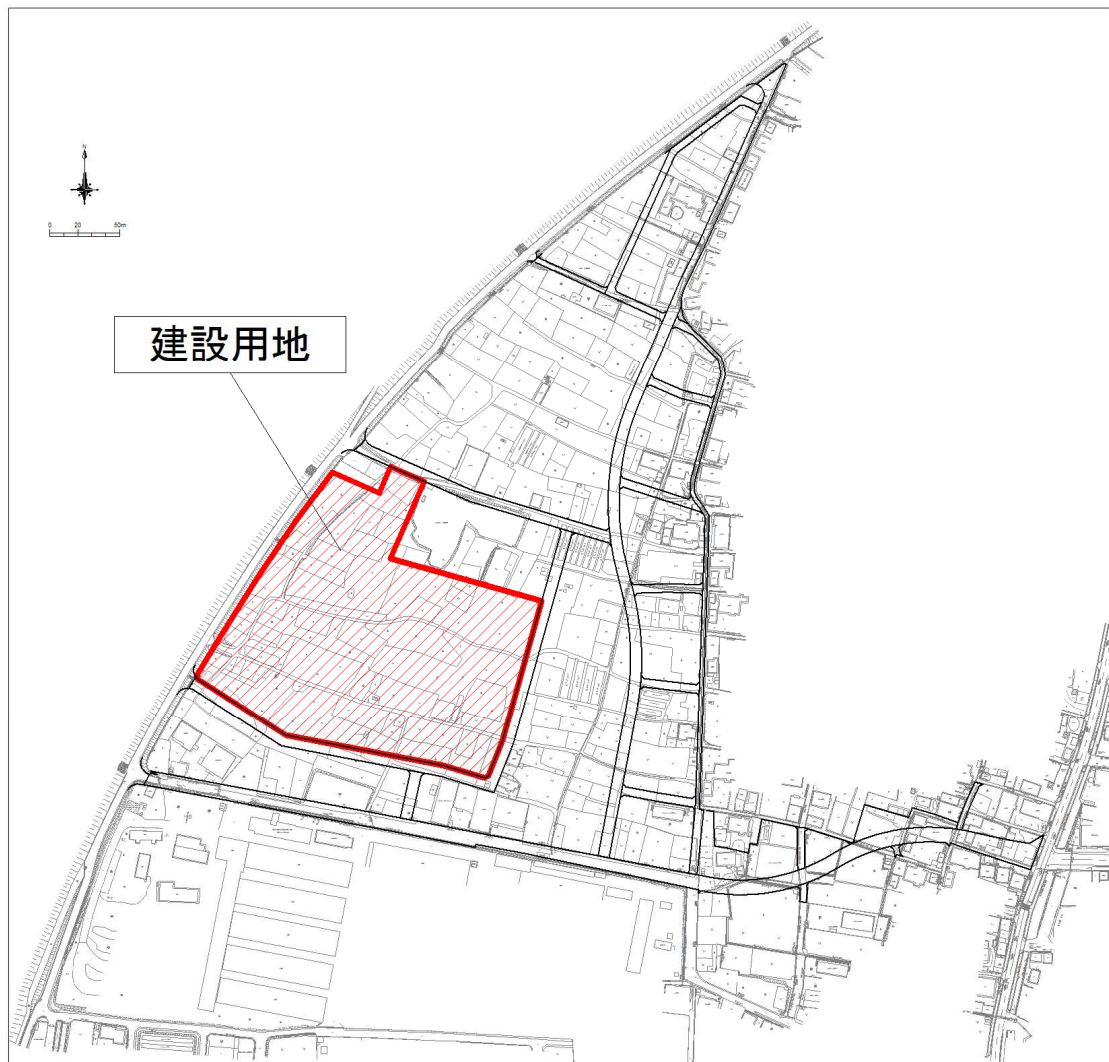
1. 用地条件

(1) 位置・面積

建設用地は図1-2のとおりであり、羽島市の中心部の西側に位置している。

位置：岐阜県羽島市福寿町平方地区

面積：約3ha



(羽島市平方第二土地区画整理組合提供図面に表示)

図1-2 建設用地の位置

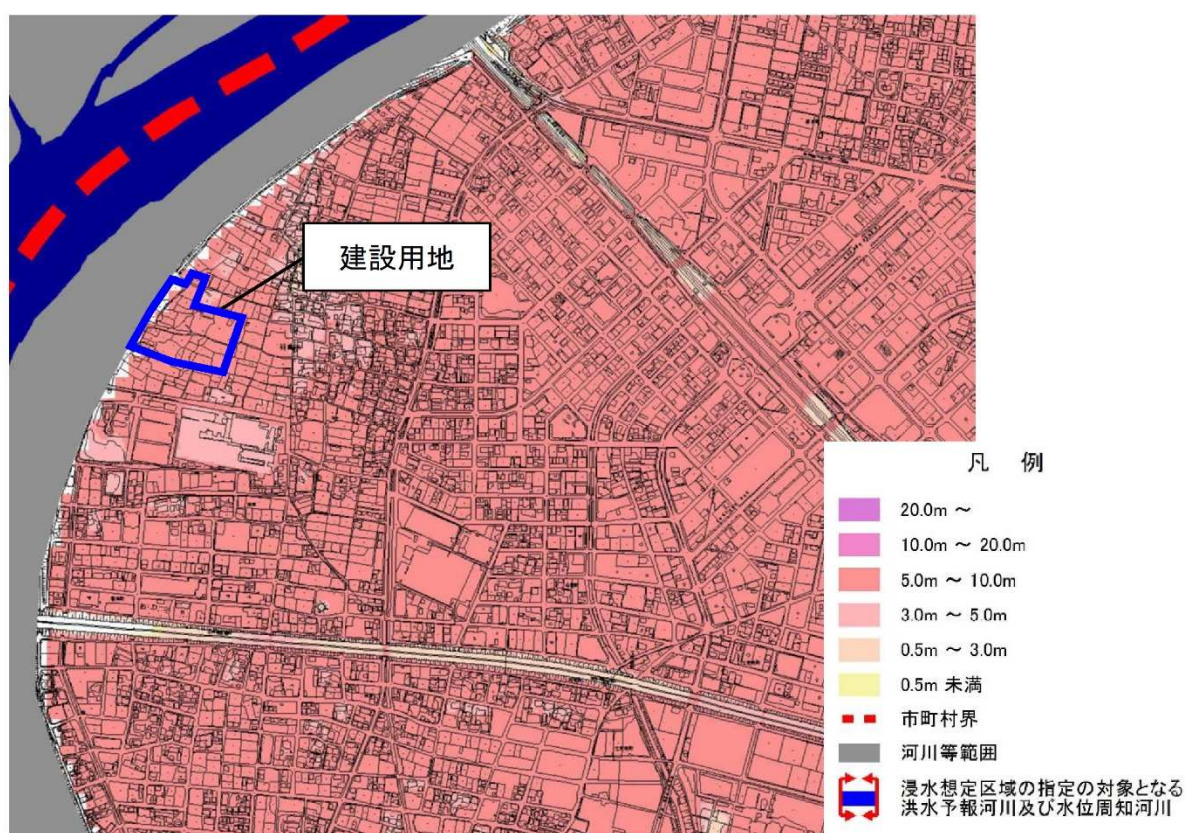
(2) 地形

建設用地一帯は、木曾川及び長良川によって形成された低平地(氾濫平野)であり、その中にやや高くなった自然堤防が散在している。建設用地の標高は5.78~6.70mであり、西側は長良川左岸堤に接している。

(3) 災害想定

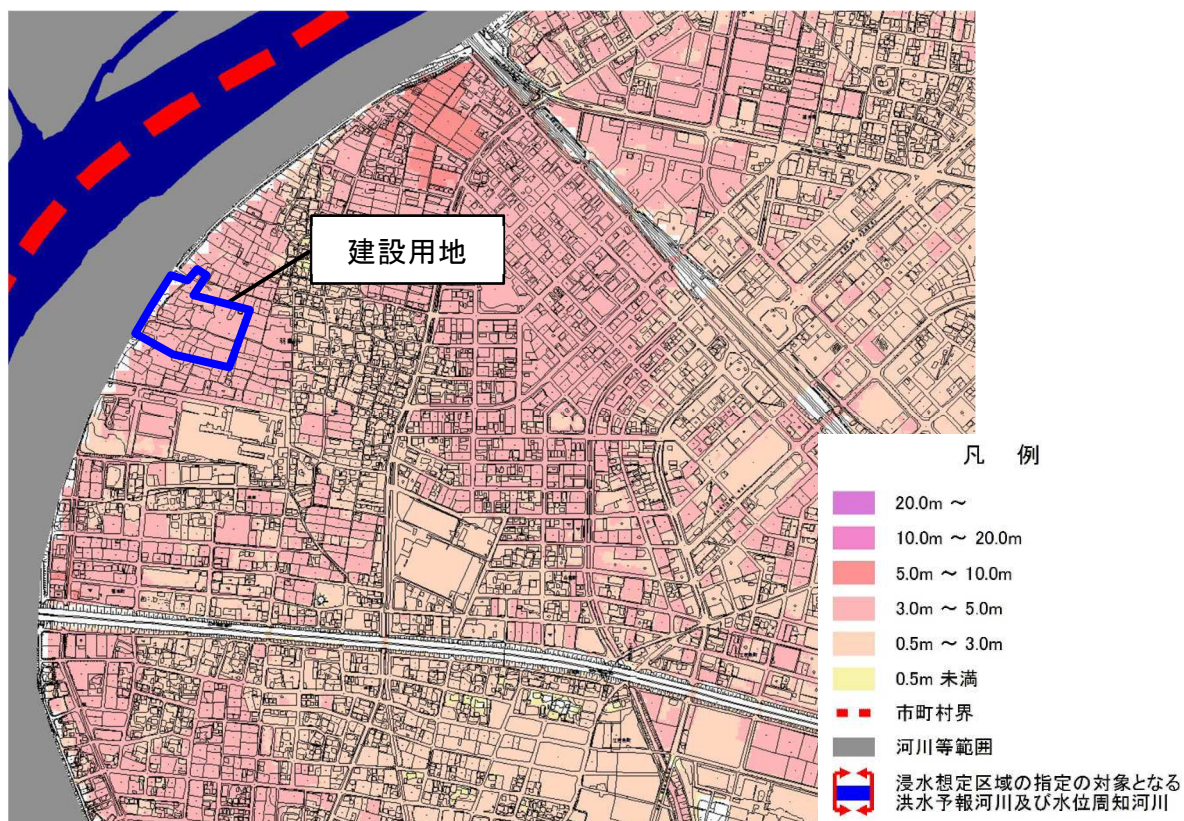
「木曾川水系洪水浸水想定区域等の公表について（平成 28 年 12 月 21 日）中部地方整備局」によると、建設用地は想定最大規模では図 1-3 のとおり水害時に 5～10m 程度浸水する危険がある地域であり、計画規模では図 1-4 のとおり水害時に 3～5m 程度浸水する危険がある地域である。

また、平成 15 年 12 月に国から「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定され、「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」により、南海トラフで発生する地震の場合、羽島市は最大で震度 6 弱と予想される。内陸直下型地震が発生する場合、羽島市は最大で震度 6 強と予想される。



出典：国土交通省中部地方整備局「木曾川水系木曾川・長良川・揖斐川・伊自良川・根尾川・牧田川・杭瀬川・多度川・肱江川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」

図 1-3 建設用地一帯の浸水想定区域図（想定最大規模）



出典：国土交通省中部地方整備局「木曾川水系木曾川・長良川・揖斐川・伊自良川・根尾川・牧田川・杭瀬川・多度川・肱江川洪水浸水想定区域図（計画規模）」

図 1-4 建設用地一帯の浸水想定区域図（計画規模）

（４）周辺地域の土地利用

建設用地は、主として農地として利用されていたが、現在は、羽島市平方第二土地区画整備事業にて開発が行われている。また、周辺には福祉施設、住宅、工場がある。

（５）周辺道路

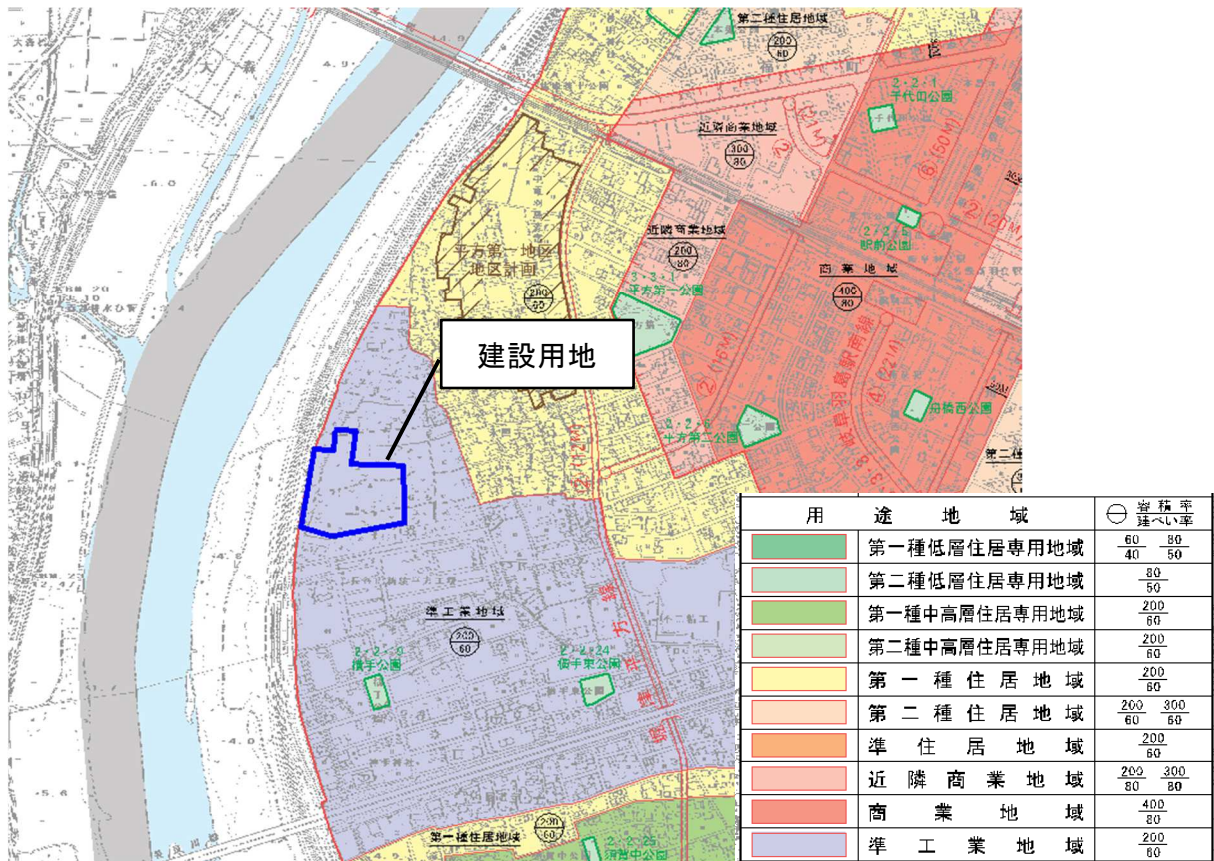
建設用地周辺には、羽島市平方第二土地区画整理事業にて区画道路の整備予定がある。

（６）都市計画

１）都市計画事項

建設用地周辺の都市計画区域の状況は図 1-5 のとおりである。

ア 都市計画区域	市街化区域
イ 用途地域	準工業地域
ウ 防火地区	指定なし
エ 建ぺい率	60%以下
オ 容積率	200%以下
カ 高度制限	指定なし



出典：羽島都市計画図

図 1-5 建設用地周辺の都市計画区域の状況

2) 農業振興地域整備計画

建設用地は、農業振興地域に該当しない。

3) 河川保全区域

建設用地の一部（西側）は、河川保全区域に該当する。

(7) 緑地面積率

緑地面積率は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）により、敷地面積の 20%以上とする。また、同法により、環境施設面積率を敷地面積の 25%以上とする。

2. 供給処理条件

(1) 電気

特別高圧電力または高圧電力を使用する。建設用地周辺には高圧線があるが、特別高圧線はないため、特別高圧電力を使用する場合はこれを引き込む必要がある。

(2) 給水

生活用水、プラント用水は上水、井水を使用する。建設用地周辺には上水道の整備計画がある。

(3) 排水

プラント排水はクローズド方式を基本とする。生活排水は下水道に放流とし、雨水排水は河川放流とする。

(4) 燃料

建設用地周辺には都市ガスの供給がある。ガスまたは液体燃料を使用する。

(5) 通信（電話等）

電話及びインターネットを使用するため、整備する。

3. 公害防止基準

ここでは、公害防止の法令基準等について整理する。

(1) 排ガス

1) ばいじん

ばいじんの排出基準は、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に基づき、大気汚染防止法施行規則において焼却能力別に定められている。

1 炉につき 1 時間当たりの焼却能力が 2t/h 以上 4t/h 未満の場合、ばいじんの排出基準は 0.08g/m³N となる。

表 1-3 ばいじんの排出基準

焼却能力	排出基準 (g/m ³ N)
焼却能力が1時間当たり4,000kg以上	0.04
焼却能力が1時間当たり2,000kg以上4,000kg未満	0.08
焼却能力が1時間当たり2,000kg未満	0.15

出典：大気汚染防止法施行規則 別表第二

※排出基準は、排ガス中の酸素濃度 12%に換算した値。

2) 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、大気汚染防止法に基づき、大気汚染防止法施行規則において地域の区分ごとに排出口の高さに応じて許容限度を定めており、地域の区分ごとに K 値規制*が定められている。

羽島市の排出基準は、K 値=11.5 となる。

※：大気汚染防止法のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の規制方法。大気汚染の

程度によって全国を 16 段階の地域に分け、数値が小さくなればなるほど規制が厳しくなる。

表 1-4 地域区分ごとの K 値規制値（岐阜県関連を抜粋）

地域の区分	大気汚染防止法の 排出基準 (K値)
岐阜県の区域のうち、岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、羽島郡、不破郡垂井町、安八郡神戸町、同郡安八町、同郡墨俣町、揖斐郡池田町、本巣郡北方町、同郡本巣町、同郡穂積町、同郡巢南町、同郡真正町及び同郡糸貫町の区域	11.5
岐阜県の区域のうち、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児郡及び土岐郡の区域	11.5
上記の区域以外の地域	17.5

出典：大気汚染防止法施行令 別表第三、大気汚染防止法施行規則 別表第一
※区域は、昭和 51 年 9 月 1 日における行政区画とする。

3) 塩化水素

塩化水素の排出基準は、大気汚染防止法に基づき、大気汚染防止法施行規則において施設の種類別に定められている。

廃棄物焼却炉の塩化水素排出基準は、700mg/m³N となる。

表 1-5 塩化水素の排出基準

施設の種類	排出基準 (mg/m ³ N)
廃棄物焼却炉	700

出典：大気汚染防止法施行規則 別表第三
※排出基準は、排ガス中の酸素濃度 12%に換算した値。

塩化水素排出基準の単位 mg/m³N を ppm に換算する方法は、「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和 52 年 6 月 16 日、環大規 136 号）において示されている。この方法で換算すると、廃棄物焼却炉の塩化水素排出基準 700mg/m³N は、約 430ppm となる。

C_s：排出ガス中における塩化水素重量(mg/m³N)

C_p：JISK0107 により算定される塩化水素濃度(単位 ppm)

$$C_s = (36.5 / 22.4) \times C_p$$

$$C_p = C_s \times (22.4 / 36.5)$$

$$= 700 \times (22.4 / 36.5)$$

$$\approx 430 \text{ ppm}$$

4) 窒素酸化物

窒素酸化物の排出基準は、大気汚染防止法に基づき、大気汚染防止法施行規則において炉型式や排ガス量別に定められている。整備する施設は連続炉のため、窒素酸化物の排出基準は 250ppm となる。

表 1-6 窒素酸化物の排出基準

炉型式	排ガス量 (m^3N/h)	排出基準 (ppm)
連続炉	—	250
連続炉以外	40,000以上	250
	40,000未満	—

出典：大気汚染防止法施行規則 別表第三の二

※排出基準は、排ガス中の酸素濃度 12%に換算した値。

5) ダイオキシン類

ア 法基準

ダイオキシン類の排出基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則において焼却能力別に定められている。

1 炉につき 1 時間当たりの焼却能力が 2t/h 以上 4t/h 未満の場合、ダイオキシン類の排出基準は $1ng-TEQ/m^3N$ となる。

表 1-7 ダイオキシン類の排出基準（法基準）

焼却能力	排出基準 ($ng-TEQ/m^3N$)
焼却能力が1時間当たり、4,000kg以上	0.1
焼却能力が1時間当たり、2,000kg以上4,000kg未満	1
焼却能力が1時間当たり、2,000kg未満	5

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 別表第一 大気排出基準

※排出基準は、排ガス中の酸素濃度 12%に換算した値。

イ ガイドライン

平成 9 年 1 月に国が通知した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）では、今後建設される新設のごみ焼却炉について恒久対策の基準が示されている。

新設のごみ焼却炉におけるダイオキシン類の排出濃度は、法基準より厳しい $0.1ng-TEQ/m^3N$ となる。

表 1-8 新ガイドラインの恒久対策の基準

炉の種類	区 分		基準値 (ng-TEQ/m ³ N)
全連続炉	新設炉		0.1
	既設炉	旧ガイドライン適用炉	0.5
		旧ガイドライン非適用炉	1
准連続炉 機械式バッチ炉 固定バッチ炉	既設炉	連続運転	1
		間欠運転	5

出典：新ガイドライン

※排出基準は、排ガス中の酸素濃度 12%に換算した値。

6) 水銀

水銀の排出基準は、大気汚染防止法施行規則において施設の種類別に定められている。

廃棄物焼却炉（火格子面積が 2m² 以上か、または焼却能力が一時間あたり 200kg 以上のもの）を新規設置する場合において、水銀の排出基準は 30μg/m³N と示されている。

表 1-9 水銀の排出基準

施設の種類		排出基準 (μg/m ³ N)
廃棄物焼却炉	新設炉	30
	既設炉	50

出典：大気汚染防止法施行規則 別表第三の三

※排出基準は、排ガス中の酸素濃度 12%に換算した値。

7) 一酸化炭素濃度

一酸化炭素濃度の排出基準は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）において定められており、新ガイドラインにおいて指針が示されている。

ダイオキシン類は、ごみの燃焼状態が悪くなると発生量が増加する傾向にあるため、発生量を抑制するには完全燃焼させる必要がある。燃焼状態を示す指標としては、一酸化炭素 (CO) の濃度があり、濃度が低いほど完全燃焼していることになる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 5（一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）では、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100ppm となるようにごみを焼却することとしている。

この濃度は、厚生省（現環境省）の通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について」（平成 9 年 9 月 30 日衛環 251 号）において、「規則第 4

条の5第1項第2号ルの規定に基づく排ガス中の一酸化炭素の濃度が、酸素濃度12%換算値に換算した1時間平均値で100ppm以下となるよう燃焼管理を行うこと。」という留意事項が示されている。

そこで、一酸化炭素濃度の法基準としては、100ppm（酸素濃度12%換算値の1時間平均値）となる。

また、新ガイドラインでは、煙突出口の一酸化炭素濃度を30ppm以下（酸素濃度12%換算値の4時間平均値）にすることが示されている。

8) まとめ

排ガスについての法令等の基準は、表1-10のとおりである。

表1-10 排ガスの法令等の基準

項目	法令等の基準	備考
ばいじん	0.08g/m ³ N	酸素濃度12%換算値 1炉につき焼却能力2t/h以上4t/h未満の場合
硫黄酸化物	K値=11.5	羽島市地域の基準
塩化水素	430ppm	酸素濃度12%換算値
窒素酸化物	250ppm	酸素濃度12%換算値
ダイオキシン類	1ng-TEQ/m ³ N	酸素濃度12%換算値 1炉につき焼却能力2t/h以上4t/h未満の場合
水銀	30μg/m ³ N	酸素濃度12%換算値
一酸化炭素濃度	100ppm(1時間平均) 30ppm(4時間平均)	酸素濃度12%換算値

(2) 排水

プラント排水は基本的にクローズドとして無放流、生活排水は下水道放流、雨水排水については河川放流の計画である。生活排水は、表1-11及び表1-12の下水道排除基準が適用される。

表1-11 下水道排除基準（生活環境項目）

環境項目等		基準
水素イオン濃度(pH)		5を超え9未満
生物学的酸素要求量(BOD)		5日間に600mg/L未満
浮遊物質(SS)		600mg/L未満
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油	5mg/L以下
	動植物油脂	30mg/L以下
温度		45度未満
よう素消費量		220mg/L未満

出典:羽島市下水道条例

表 1-1 2 下水道排除基準（健康項目）

物質	基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下
シアン化合物	1mg/L以下
有機燐化合物	1mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下
六価クロム化合物	0.5mg/L以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下
ジクロロメタン	0.2mg/L以下
四塩化炭素	0.02mg/L以下
1・2—ジクロロエタン	0.04mg/L以下
1・1—ジクロロエチレン	1mg/L以下
シス—1・2—ジクロロエチレン	0.4mg/L以下
1・1・1—トリクロロエタン	3mg/L以下
1・1・2—トリクロロエタン	0.06mg/L以下
1・3—ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
チウラム	0.06mg/L以下
シマジン	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	0.2mg/L以下
ベンゼン	0.1mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L以下
ほう素及びその化合物	10mg/L以下
ふっ素及びその化合物	8mg/L以下
1・4—ジオキサン	0.5mg/L以下
フェノール類	5mg/L以下
銅及びその化合物	3mg/L以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L以下
鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下
クロム及びその化合物	2mg/L以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下

出典：下水道法施行令

(3) 騒音

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定及び羽島市の「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」（平成 24 年 3 月 30 日羽島市告示第 48 号）により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として、市内全域が指定されている。

特定工場等において発生する騒音の規制基準は、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 1 項の規定及び羽島市の「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（平成 24 年 3 月 30 日羽島市告示第 49 号）により、表 1-13 のとおり定められている。建設用地は、準工業地域であるため、第 3 種区域の規制基準が適用される。

表 1-13 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後7時 まで)	朝夕 (午前6時から午前8時 まで 午後7時から午後11 時まで)	夜間 (午後11時から翌日の 午前6時まで)
第1種区域 (第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用 地域)	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域 (第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専 用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居 地域及び都市計画区域で用途地域の定められてい ない地域)	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域 (近隣商業地域、商業地域及び準工業地域)	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域 (工業地域)	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

この表において第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第5条第1項、第2項又は第4項の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

(4) 振動

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定及び羽島市の「振動の規制地域の指定」（平成 24 年 3 月 30 日羽島市告示第 52 号）により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、特定工場等において発生する騒音と同様としており、市内全域が指定されている。

特定工場等において発生する振動の規制基準は、羽島市の「特定工場等において発生する振動の規制基準」（平成 24 年 3 月 30 日羽島市告示第 53 号）により、表 1-1 4 のとおり定められている。建設用地は、騒音の区域区分が第 3 種区域であるため、第 2 種区域の規制基準が適用される。

表 1-1 4 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		昼間 (午前8時から午後7時 まで)	夜間 (午後7時から翌日の 午前8時まで)
種別	該当地域		
第1種区域	特定工場等において発生する騒音の規制基準(平成24年羽島市告示第49号)に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第1種区域及び第2種区域である地域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	区域区分が、第3種区域及び第4種区域である地域	65デシベル	60デシベル

(5) 悪臭

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 3 条の規定及び羽島市の「悪臭物質の排出を規制する地域の指定」（平成 24 年 3 月 30 日羽島市告示第 56 号）により、悪臭物質の排出を規制する地域として、市内全域が指定されている。

悪臭防止法による規制基準は、「悪臭物質の規制基準」（平成 24 年 3 月 30 日羽島市告示第 57 号）により、敷地境界の規制基準、煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準、排出水の規制基準が定められている。本事業では、プラント排水は無放流であるため、排出水の規制は該当しない。

1) 敷地境界の規制基準

敷地境界の規制基準は、表 1-1 5 のとおりである。

表 1-15 敷地境界の規制基準

(単位:ppm)

特定悪臭物質の種類	規制基準
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

2) 排出口の規制基準

煙突や脱臭装置の排出口における排出基準は、表 1-16 のとおりである。

表 1-16 排出口の規制基準

特定悪臭物質	算出方法
アンモニア	次の式により流量を算出する方法とする。 $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ q 流量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時) He 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル) Cm 表1-15の規制基準として定められた値(単位 ppm)
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。 $He=Ho+0.65(Hm+Ht)$ $Hm=(0.795\sqrt{Q \cdot V}) \div (1+(2.58 \div V))$ $Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot \{2.30 \log J + (1 \div J) - 1\}$ $J=(1 \div \sqrt{Q \cdot V}) \times \{1460 - 296 \times (V \div (T-288))\} + 1$ He 補正された排出口の高さ(単位 メートル) Ho 排出口の実高さ(単位 メートル) Q 温度十五度における排出ガスの流量(単位 立方メートル毎秒) V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒) T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

(6) 焼却残さ

焼却施設から発生する焼却残さ（焼却灰、飛灰処理物等）の基準は、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令における基準値」にしたがって規定されることが多く、本計画においてもこれを遵守することとする。

「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令における基準値」を採用した理由は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する廃棄物の収集、運搬、処分等の基準及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令に規定する埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準の改正について」（平成4年8月31日環水企182号）の規定であり、その抜粋は以下のとおりである。

1 一般廃棄物処理基準

(3) 埋立処分の基準

エ 特別管理一般廃棄物であるばいじんを令第4条の2第2号口の規定に基づき厚生大臣が定める方法により処分し又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に当たっては、あらかじめ環境庁長官が定める基準に適合するものにしなければならないこととした。なお、平成4年環境庁告示第42号の第1中「金属等が溶出しない」とは、令第6条の4第3号イ(1)及び(2)に規定するばいじんを処分するために処理したものに係る金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和48年総理府令第5号、以下「総理府令」という。)で定める基準に適合することをいう。

表 1-17 焼却残さの溶出基準

項目	溶出基準
アルキル水銀化合物	不検出
水銀又はその化合物	0.005 mg/L 以下
カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L 以下
鉛又はその化合物	0.3 mg/L 以下
六価クロム化合物	1.5 mg/L 以下
砒素又はその化合物	0.3 mg/L 以下
セレン又はその化合物	0.3 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下

出典：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令 別表第六

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第7条の2では、廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準を定めており、ばいじん処理物以外の焼却残さ（溶融スラグを含む）についてもダイオキシン類の含有基準は3ng-TEQ/gとしている。

(7) 焼却灰の熱しゃく減量

焼却灰（主灰）の熱しゃく減量は、焼却灰中の未燃分の割合であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」において定められており、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針」（平成 20 年 3 月 31 日環廃対発第 080331003 号）により指針が示されている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 5 では、一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準が示されており、焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下になるように焼却することとされている。

また、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針」では、焼却灰の熱しゃく減量は、連続運転式ごみ焼却施設においては 5%以下とすることと示されている。

(8) 溶融スラグ

溶融スラグとは、焼却灰等を 1,200 度以上の高温で溶融したものを冷却して生成されるガラス質の固化物であり、路盤材等に有効利用することができる。溶融する場合は、溶融スラグの品質確保が必要となる。

溶融スラグの基準は、用途に応じて「JIS A5031 一般廃棄物、下水汚泥またはそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ細骨材」や「JIS A5032 一般廃棄物、下水汚泥等又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」が示されている。この基準のうち、重金属の溶出基準と含有基準は共通の基準となっており、表 1-18 のとおりである。

表 1-18 溶融スラグの重金属の基準

	溶出基準	含有量基準
カドミウム	0.01 mg/L以下	150 mg/kg以下
鉛	0.01 mg/L以下	150 mg/kg以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	250 mg/kg以下
ひ素	0.01 mg/L以下	150 mg/kg以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	15 mg/kg以下
セレン	0.01 mg/L以下	150 mg/kg以下
ふっ素	0.8 mg/L以下	4,000 mg/kg以下
ほう素	1 mg/L以下	4,000 mg/kg以下

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 7 条の 2 により、溶融スラグのダイオキシン類の含有基準は 3ng-TEQ/g としている。